

森地区新構想高等学校（仮称）整備事業

実施方針

平成18年8月11日

静岡県

目 次

1. 特定事業の選定に関する事項.....	1
1.1 事業内容に関する事項.....	1
1.2 特定事業の選定方法等に関する事項.....	6
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
2.1 民間事業者選定に関する基本的な考え方.....	7
2.2 選定の手順及びスケジュール.....	7
2.3 応募手続き等.....	8
2.4 入札参加に関する条件等.....	11
2.5 提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項.....	15
2.6 提出書類の取扱い.....	15
2.7 特別目的会社の設立等.....	16
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
3.1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担.....	16
3.2 提供されるサービス水準.....	17
3.3 選定事業者の責任の履行に関する事項.....	17
3.4 県による事業の実施状況のモニタリング.....	17
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	18
4.1 施設の立地条件.....	18
4.2 施設概要・施設規模.....	19
5. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	20
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	21
6.1 本事業の継続に関する基本的な考え方.....	21
6.2 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	21
6.3 金融機関（融資団）と県との協議.....	21
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	22
7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
7.3 その他の支援に関する事項.....	22

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
8.1 議会の議決	22
8.2 情報提供	23
8.3 本事業において使用する言語等	23
8.4 応募に伴う費用負担	23
8.5 実施方針に関する問い合わせ先	23

別紙資料1	リスク分担表（案）	資料1
別紙資料2	森地区新構想高等学校（仮称）の概要	資料3
別紙資料3-1	敷地周辺状況図	資料9
別紙資料3-2	敷地案内図	資料10
別紙資料4	敷地現況図	資料11
別紙資料5	既存高等学校施設台帳抜粋	資料12

様式1 実施方針に関する説明会及び現地見学会参加申込書

様式2 実施方針に関する質問書

様式3 実施方針に関する意見・提案書

1. 特定事業の選定に関する事項

1.1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

森地区新構想高等学校（仮称）整備事業

(2) 事業に供される公共施設等の種類

校舎等施設（校舎、屋内体育施設、グラウンド等）

(3) 公共施設等の管理者の名称

静岡県知事 石川 嘉延

(4) 事業目的

静岡県教育委員会は、平成12年2月に策定した「静岡県立高等学校長期計画」及び平成17年3月に策定した「第二次長期計画」に基づき、県立森高等学校（全日制の課程普通科（学年制））と県立周智高等学校（全日制の課程農業科、工業科、商業科（学年制））を、両校の特性を生かしつつより良い教育条件の整備確立を図るため、発展的に、森地区新構想高等学校（仮称）（以下「本高等学校」といいます。）（全日制の課程総合学科（単位制））に再編整備することとし、現在の森高等学校敷地及び周智高等学校農業実習地等を建設予定地に選定しました。

森高等学校は創立以来90年、周智高等学校は100年を迎えようとする歴史と伝統のある高等学校であり、輩出した卒業生も合わせて25,000人を数え、地域の発展に大きな役割を果たしてきました。

本高等学校の総合学科は、両校の普通科及び専門学科（農業、工業、商業）の伝統を引き継いだ系列のほか、新たに生活関連産業のニーズの拡大を踏まえたライフデザイン系列を設置し、幅広い多様な選択科目の中から、生徒自らの興味・関心、進路希望等に応じた科目を選択できることを特色としています。

また、生徒の社会性や勤労観・職業観をはぐくむため、幅広い経験と優れた知識や技術を持つ社会人を特別講師として招くなど、地域の人材や自然、文化等の教育資源を積極的に活用していきます。充実した施設・設備のもと、地域の力を最大限に生かした魅力ある高等学校づくりを目指しています。

(5) 事業範囲

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」といいます。）に基づき、静岡県（以下「県」といいます。）と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が、本高等学校の設計業務、建設業務及び維持管理・運營業務等を行うことを事業の範囲とします。

その概要は次のとおりですが、業務の詳細については、要求水準書で提示します。

① 施設の設計業務及び建設業務

- ・ 施設整備に係る設計業務（基本設計及び実施設計）及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る建設業務及びその関連業務
- ・ 設計業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 県が国からの交付金の交付を受けるために必要となる諸作業の補助業務
- ・ 近隣対応・対策
- ・ 電波障害調査・対策 など

なお、什器備品等の調達・設置業務は、原則として本事業の対象外としますが、黒板・棚など一部の家具等及び産業教育等に供するための装置・備品等（以下「産業教育装置等」といいます。）については、選定事業者が調達・設置業務を行うこととします。

② 既存活用する施設の改修業務

- ・ 既存活用する施設（森高等学校のプール、プール附属棟、ポンプ室(井水用)、周智高等学校の園芸実習棟等）の改修に係る設計業務及びその関連業務
- ・ 既存活用する施設の改修業務及びその関連業務
- ・ 改修業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 近隣対応・対策 など

③ 産業教育装置等の調達・設置業務

- ・ 産業教育装置等の調達・設置業務及びその関連業務
- ・ 県が国からの交付金の交付を受けるために必要となる諸作業の補助業務
- ・ 装置等の調達・設置業務及びその関連業務に伴い、県が行う各種申請等の補助業務

④ 既設の産業教育装置等の移設・設置・調整業務

- ・ 周智高等学校に既設されている産業教育装置等の移設・設置・調整業務及びその関連業務
- ・ 既設の装置等の移設・設置・調整業務及びその関連業務に伴い県が行う各種申請等の補助業務

⑤ 施設の所有権移転業務

選定事業者は、施設の建設工事完了後、その所有権を県に移転するものとします。なお、施設の所有権は、一括して移転することを想定しています。

⑥ 施設の維持管理業務

- ・ 建築物等維持管理業務（点検、保守、大規模修繕その他の修繕業務を行うものとします。本事業により整備する作り付け家具・什器備品等の維持管理業務を含みますが、産業教育装置等及び既存活用する施設に関する維持管理業務は、原則として本事業の対象外とします。）
- ・ 設備維持管理業務（設備運転及び監視、点検、保守、大規模修繕その他の修繕業務を行うものとします。ただし、什器備品等に関する維持管理業務は、原則として本事業の対象外とします。）
- ・ 屋外体育施設・外構等維持管理業務
- ・ 環境衛生管理・清掃業務
- ・ 保安警備業務

なお、光熱水費は、売店運営に係るものを除き、県の負担とします（施設の引渡し前までは選定事業者の負担とします。）が、光熱水費の削減等を考慮した提案を求め、審査の対象とする予定です。

⑦ 運営業務

- ・ 売店運営業務

⑧ 既存施設の解体等業務

- ・ 既存施設（森高等学校の校舎等施設及び周智高等学校の農業実習施設の一部）の解体（町道周智高校線北側の周智高等学校の校舎等施設は対象外とします。）
- ・ 発生廃棄物の処理
- ・ 跡地整備

（6）事業の方式

選定事業者が施設の設計業務、建設業務を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理・運営業務等を行う方式（B T O（Build, Transfer, Operate）方式）とします。

（7）選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のものからなります。

① 施設の設計業務、建設業務及び維持管理業務等に係るもの

県は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計業務、建設業務、既存活用する施設の改修業務、産業教育装置等の調達・移設・設置・調整業務、所有権移転業務、解体等業務に係る費用については、事業期間中、県と選定事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」といいます。）に定める額を選定事業者を支払います。また、施設の維持管理業務に係る費用については、事業期間中、事業契約書の規定に従い、物価変動等を勘案して定める額を選定事業者を支払います。

なお、施設整備に係る国からの交付金が県に交付される場合は、県は選定事業者、それ

に応じた交付金相当額（見込額）を一括して支払うものとします。

② 売店運営業務に係るもの

- ・ 売店運営業務に係る収入は、直接選定事業者の収入となります。
- ・ 売店運営業務に係る光熱水費は、選定事業者が実費を負担します。
- ・ 売店の販売時間は、概ね午前 11 時から午後 1 時 15 分までとし、売店の取扱い品目は、パン、弁当、飲料、文具類・学用品（校章、バッジ等）とします。
- ・ 売店の場所は、購買室を無償で使用できるものとする予定です。
- ・ 売店で販売する飲料等は、自動販売機を設置して販売することができます。
- ・ 自動販売機を設置する場合には、行政財産の使用料条例に基づき、行政財産の使用料を県に支払うものとします。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 42 年 3 月までとします。なお、施設の維持管理・運営の期間は、平成 21 年 7 月から平成 42 年 3 月までの約 20 年間とします。

(9) 事業期間終了時の処理

事業期間の終了時、事業者は、県に対し、維持管理・運営等に必要な資料を提供し、また、引継ぎに必要な説明その他の協力を行うものとします。

(10) 事業スケジュール（予定）

基本協定の締結	平成19年 9 月
仮契約の締結	平成19年10月
事業契約の締結（本契約）	平成19年12月
施設的设计及び建設 （既存活用する施設の改修含む）	平成20年 1 月～平成21年 7 月
開校	平成21年 4 月
施設の引渡し及び所有権移転期限 （グラウンドを除く）	平成21年 7 月下旬
既設の産業教育装置等の 移設・設置・調整	平成21年 7 月下旬～ 8 月
既存施設の解体・グラウンド造成等	平成21年 9 月～ （12カ月程度）
維持管理・運営	平成21年 7 月下旬～平成42年 3 月

(11) 遵守すべき法令等

本事業を実施するにあたっては、P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号 以下「基本方針」といいます。）のほか、次に掲げる関連の各種法令等（施行令及び施行規則等を含みます。）を遵守するとともに、各種要綱・基準等に基づくこととします。

① 法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ 浄化槽法
- ・ 水道法
- ・ 道路法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 学校教育法
- ・ 学校保健法
- ・ 学校図書館法
- ・ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律
- ・ 静岡県建築基準条例
- ・ 静岡県福祉のまちづくり条例
- ・ 静岡県地下水の採取に関する条例
- ・ 静岡県生活環境の保全等に関する条例
- ・ 森町普通河川条例
- ・ 森町水道事業給水条例
- ・ 森町道路占用規則
- ・ 各種の建築関係資格法・業法・労働関係法及び関連施行令・施行規則
- ・ その他の関連法規、県条例、森町条例

※本事業を行うに当たり必要とされるその他の関係法令・関係条例等についても遵守するものとします。

② 各種要綱・基準等

a) 仕様書

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 土木工事共通仕様書（静岡県土木部）

b) 基準等

- ・ 高等学校設置基準（文部科学省）
- ・ 高等学校施設整備指針（文部科学省）

- ・学校環境衛生の基準（文部科学省）
- ・建築設計基準及び同解説（建設省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備計画基準・同要領（建設省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ユニバーサルデザインに基づく公共建築物の企画設計の考え方（静岡県）
- ・県有建築物コスト縮減ガイドライン（静岡県）
- ・しずおかエコロジー建築設計指針（静岡県）
- ・静岡県建築構造設計指針・同解説（静岡県）
- ・防災拠点等における設備地震対策ガイドライン（静岡県）
- ・静岡県道路工事承認事務取扱要領（静岡県）
- ・屋外体育施設の建設指針（（財）日本体育施設協会）
- ・構内舗装・排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- ・その他の関連要綱・各種基準等

※建築物の構造設計に当たっては関係法令等に基づくほか、上記「静岡県建築構造設計指針」により予想される東海地震に対応した地震力の割増し等が必要となるので留意すること。

※「森町土地利用対策委員会運営及び指導要領」の土地利用事業の基準に基づくこと。

※上記基準等について、改訂等がなされた場合は最新版によること。

1.2 特定事業の選定方法等に関する事項

（1）選定に当たっての考え方

県は、PFI法、基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成13年7月27日）などを踏まえ、県自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定します。

選定基準は次のとおりです。

- ・本施設の設計、建設及び維持管理・運営等が同一水準にある場合において県の財政負担の縮減が期待できること
- ・県の財政負担が同一水準にある場合において本施設の設計、建設及び維持管理・運営等の水準の向上が期待できること

（2）選定の手順

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかの判断をします。

- ①コスト算出による定量的評価
- ②PFI方式により実施することの定性的評価
- ③総合的評価

（3）選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせ、県ホームページで速やかに公表します。

また、特定事業の選定を行わないこととした場合においても同様に公表します。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 民間事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、設計、建設及び維持管理・運営等の各業務について、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があります。したがって、民間事業者の選定に当たっては、県の負担額に加え、設計業務、建設業務及び維持管理・運営業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容を総合的に評価することとします。

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）によるものとします。

なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用されます。

2.2 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定しています。

日程（予定）	内容
平成18年8月11日	実施方針の公表
平成18年8月21日 ～8月24日	実施方針に関する質問・意見及び提案の受付
平成18年8月21日	実施方針説明会及び現地見学会の開催
平成18年9月8日	実施方針に関する質問回答公表
平成18年11月上旬	特定事業の選定及び公表
平成18年11月上旬	入札説明書（案）等の公表
平成18年11月上旬～中旬	入札説明書（案）等に関する質問・意見及び提案の受付
平成18年12月上旬	入札説明書（案）等に関する質問回答公表
平成19年1月上旬	入札公告・入札説明書等の公表
平成19年1月上旬～中旬	入札説明書等に関する質問の受付（第1回）
平成19年2月上旬	入札説明書等に関する質問回答公表（第1回）
平成19年2月中旬	入札参加資格確認申請書等の受付
平成19年4月上旬	入札参加資格審査の結果通知
平成19年3月中旬～下旬	入札説明書等に関する質問の受付（第2回）
平成19年4月中旬	入札説明書等に関する質問回答公表（第2回）
平成19年6月中旬	入札及び開札、入札書類の受付
平成19年8月中旬	落札者の決定及び公表

2.3 応募手続き等

(1) 実施方針説明会及び現地見学会の開催

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会及び現地見学会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、県の考え方を説明するとともに、建設計画地の状況や移設対象となる既設の産業教育装置等について説明します。

なお、説明会場では、資料を配布しませんので、本実施方針をご持参ください。説明会及び現地見学会の日時、開催場所及び参加申込み方法等は、次のとおりです。

a) 開催日時

平成 18 年 8 月 21 日（月）

午前 10:30～12:00 実施方針に関する説明会

午後 13:00～ 現地見学会（森高等学校及び周智高等学校）

b) 説明会開催場所

静岡県周智郡森町森 2000

森高等学校 会議室

c) 申込方法

8 月 17 日（木）午後 5 時までに、参加申込書（様式 1）に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。（必着）

なお、参加申込者多数の場合は人数調整をさせていただくことがあります。

・ E-mail

・ 郵送

d) 申込先及び連絡先

静岡県教育委員会財務課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電話 054-221-3116

E-mail kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 実施方針に関する質問・意見及び提案の受付、質問回答公表等

実施方針に関する質問・意見及び提案を次の要領により受け付けます。

① 実施方針に関する質問・意見及び提案の受付

a) 受付期間

平成 18 年 8 月 21 日（月）～ 8 月 24 日（木）午後 5 時まで（必着）

b) 提出方法

質問・意見及び提案の内容を、質問書（様式 2）又は意見・提案書（様式 3）に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

・ E-mail

- ・ 郵送又は持参（フロッピーディスクに保存した文書ファイルにより提出することとし、併せて当該文書ファイルの内容を出力した用紙を提出してください。）

なお、文書形式は、Microsoft Word(Windows 版)で作成するようにお願いします。

c) 提出先

静岡県教育委員会財務課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

E-mail kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp

② 実施方針に関する質問回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が認めたものを除き、平成18年9月8日（金）までに、県ホームページで公表します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>

③ 実施方針に関するヒアリング

県は、民間事業者等から提出のあった意見及び提案に対し、回答は行いませんが、県が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを実施することがあります。

④ 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見・提案を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあります。重要な変更を行った場合には、その内容を県ホームページで速やかに公表します。

(3) 特定事業の選定及び公表

県は、県自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を県ホームページで速やかに公表します。

(4) 入札説明書（案）等の公表

実施方針に対する意見等を踏まえ、入札説明書(案)等（入札説明書(案)・様式集(案)、要求水準書(案)、落札者決定基準(案)、事業契約書（案）、基本協定書(案)）を県ホームページで公表します。

(5) 入札説明書（案）等に関する質問・意見及び提案の受付、質問回答公表

入札説明書(案)等に関する質問・意見及び提案を受け、質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が認めたものを除き、県ホームページで公表します。

(6) 入札公告・入札説明書等の公表

入札説明書（案）等に対する意見等を踏まえ、入札説明書等（入札説明書・様式集、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案））を県ホームページで公表します。

(7) 入札説明書等に関する質問の受付、質問回答公表

入札説明書等に関する質問を受け、質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が認めたものを除き、県ホームページで公表します。

具体的な日程等は、入札説明書で提示します。

(8) 入札参加資格確認申請書等の受付

県は、入札説明書等に基づき、入札参加資格確認申請書等資格確認に必要な書類の提出を求めます。詳細については、入札説明書で提示します。

(9) 入札書類の受付

県は、入札説明書等に基づき、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書等入札書類の提出を求めます。入札書類の提出方法、時期及び提案に必要となる書類の詳細等については、入札説明書で提示します。

(10) 落札者の決定及び公表

民間事業者からの提案を、技術、法務、金融などの専門家、学識経験者及び県職員で構成される「森地区新構想高等学校（仮称）整備事業者選考審査会」（以下「審査会」といいます。）において評価します。

県は、審査会の評価を受けて落札者を決定し、入札結果等を県ホームページで公表します。なお、審査会における審査委員は、次の8名です。

	氏 名	所属等	役職
会長	三橋 良士明	静岡大学	人文学部教授
副会長	寒竹 伸一	静岡文化芸術大学	デザイン学部教授
委員	兼子 千津子	静岡県高等学校長協会	専門委員
委員	坂巻 道子	静岡県生涯学習財団	副理事長（弁護士）
委員	増田 貴行	増田貴行公認会計士事務所	公認会計士
委員	鈴木 充	静岡県総務部	財務総室長

委員	荻田 英之	静岡県都市住宅部	営繕総室長
委員	藤原 通孝	静岡県教育委員会	教育次長

※本事業の透明性、公平性確保のため、実施方針公表日以降、審査委員への問い合わせや働きかけを行うことは禁止します。

(11) 基本協定の締結

県は、落札者決定後速やかに、落札者と基本協定を締結します。

(12) 仮契約の締結

落札者は、基本協定に定める日までに、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で設立し、県はそのSPCと仮契約を締結します。

(13) 事業契約（本契約）の締結

仮契約締結後、静岡県議会の議決を経た後に、県は事業契約（本契約）を締結します。

2.4 入札参加に関する条件等

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者は、事業範囲に含まれる各業務を実施することを予定する複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」といいます。）とし、代表企業を定めるものとします。応募グループは、資格確認申請時に応募グループの代表企業名、構成員名及び協力会社（応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者）名を明記し、必ず代表企業が資格確認申請及び入札の手続を行ってください。

資格確認申請後の応募グループの構成員及び協力会社の変更又は追加は、原則として認めません。ただし、県が承認した場合に限り、構成員（代表企業を含む。）及び協力会社の変更又は追加を認めます。

応募グループの構成員又は協力会社が他の応募グループを構成すること（協力会社を含む。）及び同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止します。

なお、落札後、設計・建設業務の実施にあたり応募グループの構成員又は協力会社が共同企業体を構成して事業に当たることは可とします。

(2) 入札参加者の資格要件

応募グループの構成員及び協力会社は、以下の資格要件を満たすことが必要です。

① 応募グループの構成員又は協力会社に共通の資格要件

- a) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- b) 入札参加資格確認申請書の提出日から落札者の決定前までの間に、静岡県知事から下記に

基づく指名停止を受けていないこと

- ・ 静岡県工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成元年8月29日付管第324号)
- ・ 物品調達等及び一般業務委託に係る業者指名停止基準（平成18年3月30日付集用第103号）
- ・ 庁舎等管理業務委託業者指名停止基準

c) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること

- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

d) 入札参加資格確認申請書提出日の直前1年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

e) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと

- ・ 本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。

中電技術コンサルタント株式会社	広島県広島市南区出汐2丁目3-30
あさひ・狛法律事務所	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
株式会社清水地域経済研究センター	静岡県静岡市清水区相生町3番3号
- ・ 関連会社とは、次の者をいいます。
 - －アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - －アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - －代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者。

f) 審査会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社でないこと

- ・ 関連会社とは、次の者をいいます。
 - －委員が属する企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - －委員本人、委員が属する企業が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - －代表権を有する役員が、委員が属する企業の代表権を有する役員を兼ねている者。

② 各業務に当たる者の資格要件

応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、解体等及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の資格要件を満たしてください。

なお、建設業務に当たる者及びその関連会社が工事監理業務を行うことはできません。

a) 設計業務に当たる者

- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること

- ・ 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること
 - ・ 過去 10 年間に於いて学校教育法で定める学校の施設の設計業務（校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務）の実績を有すること
- b) 建設業務のうち建築工事に当たる者（既存活用する施設の改修工事を含む。）
- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること
 - ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の建築一式工事に係る認定を受け、かつ、建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 885 点以上であること
 - ・ 本工事に対応した監理技術者資格者証（建築）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること
- c) 建設業務のうち土木工事に当たる者（既存活用する施設の改修工事を含む。）
- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること
 - ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事に係る認定を受け、かつ、土木一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 1,040 点以上であること
 - ・ 本工事に対応した監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている者で監理技術者講習を受講した者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること
- d) 建設業務のうち上記 b) c) 以外の建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する工事）に当たる者（既存活用する施設の改修工事を含む。）
- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けている者であること
 - ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受け、かつ、電気工事については、電気工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 830 点以上であり、管工事については、管工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が入札日の 1 年 7 ヶ月前の日付以降のもの）の総合評定値が 830 点以上であること

- e) 工事監理業務に当たる者
- ・ 建築士法第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること
 - ・ 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けていること
 - ・ 過去 10 年間に於いて学校教育法で定める学校の施設の設計業務又は工事監理業務（校舎又は体育館の新築、増築、改築に係る設計業務又は工事監理業務）の実績を有すること
- f) 産業教育装置等の調達・設置業務に当たる者
- ・ 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、当該物品ごとの営業種目（電子計算機、教育用機械器具、計測測定機械器具、理化学機械器具、工作用機械器具、産業用機械器具、産業用電気機器等のいずれか）について競争入札参加資格を有する者であること
- g) 解体等業務に当たる者
- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業のいずれかに係る許可を受けている者であること
 - ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の土木一式工事、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事のいずれかに係る認定を受けていること
- h) 設備維持管理業務（修繕業務及び大規模修繕業務を除く）に当たる者
- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：4 設備保守管理の細目の 9 番から 30 番までのいずれか）に登載があること
- i) 環境衛生管理・清掃業務に当たる者
- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：4 設備保守管理の細目の 1 番から 8 番までのいずれか）に登載があること（環境衛生管理業務に当たる者）
 - ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：2 清掃）に登載があること（清掃業務に当たる者）
- j) 保安警備業務に当たる者
- ・ 静岡県の「庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿」（営業種目：1 警備）に登載があること
- k) 修繕業務及び大規模修繕業務に当たる者
- ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けている者であること
 - ・ 静岡県における建設工事競争入札参加資格の当該建設工事に係る認定を受けていること
- ③ 応募グループの資格要件
- 資格審査（一次審査）における事業概要提案があらかじめ定める審査基準を満たしていること

(3) 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、入札参加資格確認申請書の提出日とします。

なお、入札参加資格を有すると認められた応募グループの構成員等が、入札参加資格確認申請書の提出日から落札者の決定前までの間に、資格要件を満たさなくなった場合には、応募グループが当該構成員等の変更を県が別に定める日までに申請し、県がその変更を承認した場合を除き、失格とします。

2.5 提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

審査は資格審査（一次審査）と提案評価（二次審査）で行う予定です。

資格審査では、参加資格要件審査及び事業概要提案審査による本事業計画に係る基本的考え方についての審査を行い、事業概要提案審査の得点が、審査基準点を満たし、かつ、得点の高い応募グループを合格とします。絞り込む合格者数など詳細については、落札者決定基準で提示します。

提案評価では、入札金額の評価及び提案内容の評価を行う予定です。審査会においては、入札金額のみならず、設計業務、建設業務、維持管理・運營業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画及び資金調達計画等の提案内容を重視し、総合的に評価します。

(2) 落札者の決定及び公表

県は、審査会の評価を受けて落札者を決定し、入札結果を県ホームページで公表します。

(3) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、審査及び選定において、入札参加資格確認申請書の提出者が1者以下、あるいは、いずれの入札参加者の提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととします。なお、特定事業の選定を取り消す場合は、県ホームページで公表します。

2.6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札参加者から提出された入札書類の著作権は、入札参加者に帰属します。

ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者として決定された入札参加者の入札書類の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の入札書類の一部を無償で使用できるものとします。

また、静岡県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例第7条に規定する非開示情報を除いた範囲を開示することがあります。

なお、提出を受けた入札書類は返却しません。

（２）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとします。

2.7 特別目的会社の設立等

落札者は、基本協定で定める日までに、SPCを会社法に定める株式会社の形態で設立するものとします。

SPCは、本店所在地を静岡県内に置くものとします。

なお、応募グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、その出資比率（議決権割合を基準として算定する。以下同じ。）は全体の50%を超えるものとします。また、応募グループの代表企業の出資比率は、出資者中最大となることとします。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

（１）責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとします。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。

（２）予想されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担は、原則として、「資料1 リスク分担表（案）」によることとしますが、詳細については、入札説明書等で提示した上で、事業契約書で定めます。

（３）保険

選定事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとします。

3.2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書で提示します。

3.3 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行することとします。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法により事業契約の保証を行うことを想定しています。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ・ 履行保証保険の付保

3.4 県による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

県は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に定める業務の要求水準を満たしたサービスが提供されているか確認するために、モニタリングを行います。

選定事業者は、県がモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力するものとします。

(2) モニタリングの実施時期及び概要

① 設計業務（基本設計・実施設計）時

県は、選定事業者によって行われた設計業務が、事業契約書に定める業務の要求水準を満たしたものであるか否かについて確認を行います。

② 建設業務時（既存活用する施設の改修業務を含む）

選定事業者は、建築基準法に規定する工事監理者を設置し、工事監理を行い、工事施工及び工事監理の状況について、定期的に県の確認を受けるものとします。

また、選定事業者は、県が要請した際は、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を受けるものとします。

③ 工事完了・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録簿を用意し、現場で県の確認を受けるものとします。この際、県は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行います。

④ 既存施設の解体等業務時

県は、選定事業者によって行われた解体等業務が、事業契約書に定める業務の要求水準を満たしたものであるか否かについて確認を行います。

⑤ 施設供用開始後（維持管理・運営段階）

県は、施設供用開始後において、定期的に、事業契約書に定める業務の要求水準を満たしたサービスが提供されているか否かについて確認を行います。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等で提示します。

(4) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書に定める業務の要求水準を満たしたサービスが提供されていないと県が判断した場合は、是正通告を経て、支払額の減額、契約解除の対象になります。なお、詳細については、入札説明書等で提示します。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 施設の立地条件

現在の森高等学校のグラウンドに校舎等を建設し、現在の森高等学校の校舎を解体後、跡地にグラウンドを整備することとします。

建設、解体、改修する施設

建設計画地	現森高等学校敷地及び周智高等学校農業実習地等 （「資料3 敷地案内図」参照）	
	森高等学校敷地	周智郡森町森2000番地 他（住居表示）
	周智高等学校敷地	周智郡森町森53番地 他（住居表示）
敷地面積	52,096㎡（予定）（「資料4 敷地現況図」参照）	
	森高等学校敷地	40,384㎡
	周智高等学校敷地	11,712㎡（農業実習地等）
前面道路	（「資料4 敷地現況図」参照）	
	森高等学校敷地	南側：幅員約15.0m（町道新田赤松線） 北側：幅員約9.0m（町道駅前大門本町線） 校舎とグラウンドの間 ：幅員約4.0～6.0m（町道森高校西脇線） グラウンド東側：幅員約6.0m（町道役場西線） 校舎西側：幅員約4.0m（町道第2区画18号線）

	周智高等学校敷地	南側：幅員約 9.0 m（町道駅前大門本町線） 校舎と農業実習施設の間 ：幅員約 5.0～6.0 m（町道周智高校線） 東側：幅員約 4.0～7.0 m（町道庵山線） 西側：幅員約 6.0 m（町道蓮華寺線）
区域区分	未線引き都市計画区域	
用途地域	森高等学校敷地	第一種中高層住居専用地域
	周智高等学校敷地	第二種住居地域
防火指定	指定なし（建築基準法第22条指定区域内）	
日影規制	森高等学校敷地	3時間（5m超10m以内）、2時間（10m超） H=4.0m
	周智高等学校敷地	4時間（5m超10m以内）、2.5時間（10m超） H=4.0m
その他の地域・地区	指定なし	
形態規制など	森高等学校敷地	建ぺい率： 60 % 容積率： 150 %
	周智高等学校敷地	建ぺい率： 60 % 容積率： 200 %
その他	森高等学校敷地	・グラウンド内に既設雑排水路が埋設されていますが、工事着手前までに県が付け替えする予定です。 ・グラウンド内に既設農業用水管が埋設されていますが、移設又は撤去の予定はありません。 （「資料5 既存高等学校施設台帳抜粋 資料12」参照）

4.2 施設概要・施設規模

(1) 建設する施設 ※1

校舎（農業、商業、工業実習施設等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・必要諸室 普通教室 18教室 特別教室（物理実験室、調理室、音楽室、共通履修室など）など ・主な設備 エレベーター（障害者用）、空調設備（一部の室） など ・延床面積 概ね12,000㎡程度 （うち、工業実習施設 延床面積 概ね1,610㎡程度）
屋内体育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・延床面積 概ね2,700㎡程度 アリーナ、柔剣道場、多目的ホール など

駐輪場・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車380台程度を駐輪できる面積 ・自動車約30台分の駐車スペース（来客用）
グラウンド・テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 概ね20,000㎡程度 ・主な設備 夜間照明、散水栓 など

※1：建設する施設の構造、階数は、周辺環境に充分配慮した上で民間事業者の提案によります。

(2) 解体する施設（「資料5 既存高等学校施設台帳抜粋」参照）

① 森高等学校

施設名称	校舎等
構造・階数	RC造1階～4階、鉄骨造1階～2階
延床面積 ※2	RC造6,614㎡、鉄骨造3,227㎡、木造112㎡ 合計9,934㎡

② 周智高等学校

施設名称	園芸実習棟（一部）、農業管理実習室、園芸実習室、農産加工実習室、園芸農機実習室、生活館、温室（2棟）
構造・階数	鉄骨造1階～2階
延床面積 ※2	鉄骨造1,476㎡ 合計1,476㎡

※2：解体する施設の延床面積については、学校施設台帳より算出した面積のため、実面積とは若干異なります。

(3) 既存活用する施設 ※3（「資料5 既存高等学校施設台帳抜粋」参照）

- ① 森高等学校 : プール、プール附属棟、ポンプ室（井水用）、弓道場、陶芸室 等
- ② 周智高等学校 : 園芸実習棟、浄化槽機械室、生産科学実習棟、温室、部室、農機具庫 等

※3：既存活用する施設の一部は改修する予定です。

5. 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 疑義が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

6.2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとします。

- (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合
県は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとします。
- (2) 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合
選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとします。
- (3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難になった場合
県及び選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。一定の期間内に協議が整わないときの対応方法については、事業契約書で定めます。

6.3 金融機関（融資団）と県との協議

(1) 金融機関等と県との協議

事業の継続性を確保する目的で、県は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、「直接契約」※を締結することがあります。

※直接契約…選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合、若しくは、困難と見込まれる場合、融資金融機関等が、管理者等によるPFI事業契約の解除権の行使を一定期間留保することを求め、選定事業に関して有する担保権を利用して選定事業に対し介入（Step-in）することを可能にするための必要事項を規定する、管理者等と融資金融機関等との間で締結される契約（契約に関するガイドライン（平成15年6月23日）より）

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していません。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

- ・ 選定事業者が、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県は選定事業者がこれらの支援を受けることができるよう協力するものとします。
- ・ 本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（低利融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能ですが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行ってください。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせてください。

- ・ 県は選定事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行いません。
- ・ 国からの交付金の交付について

県と選定事業者との事業契約締結後、国から交付金が交付される場合には、交付金相当額（見込額）を県が選定事業者に支払う金額の一部に充当するため、選定事業者は、県が交付金の交付を受けるために必要となる諸作業を行うものとします。また、交付金の申請が契約締結後となるため、交付対象施設の精査等によって見込額が変更となる場合も考えられますが、これにより生じる資金調達に係るリスク負担等の詳細については、入札説明書等で提示した上で、事業契約書で定めます。

7.3 その他の支援に関する事項

県は、事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。

法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と選定事業者で協議することとします。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1 議会の議決

複数年度に渡る事業契約を締結するための債務負担行為の設定に関する議案については、平成18年12月静岡県議会定例会に提出する予定です。

事業契約の締結に関する議案については、平成 19 年 12 月静岡県議会定例会に提出する予定です。

8.2 情報提供

本事業に関する情報提供は、県ホームページなどを通して適宜行います。

8.3 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

8.4 応募に伴う費用負担

民間事業者の応募にかかる費用は、すべて民間事業者の負担とします。

8.5 実施方針に関する問い合わせ先

実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

静岡県教育委員会財務課

住所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-3116

ファックス 054-221-3571

E-mail kyoui_zaimu@pref.shizuoka.lg.jp